省　令

○総務省令第三十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月十七日

総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　総務大臣による型式の指定（第四十六条―第四十六条の六）」を「第二節　総務大臣による型式の指定（第四十六条―第四十六条の七―第四十六条の十）」に、「第三節　製造業者等による型式の確認（第四十六条の七―第四十六条の十一）」を「第三節　製造業者等による型式の確認（第四十六条の七―第四十六条の十一）」に改める。

第四十六条の二第二項及び第四十六条の三第五項中「告示」を「公示」に改める。

第四十六条の四に次の三項を加える。

2　前項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一　別表第七号による表示を、容易に脱落しない方法により、前項の設備の見やすい箇所に付す方法

二　別表第七号による表示を前項の設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3　前項第二号に規定する方法により第一項の設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

4　何人も、第一項の規定により表示を付する場合を除くほか、一〇Hz以上の高周波電流を利用する設備に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第四十六条の五第三項及び第四項中「告示」を「公示」に改める。

第四十六条の六の次に次の一条を加える。

（公示）

第四十六条の六の二　第四十六条の五第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

2　第四十六条の二第二項及び第四十六条の三第五項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

第四十六条の八第二項中「告示」を「公示」に改め、同条に次の三項を加える。

4　前項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一　別表第十号による表示を、容易に脱落しない方法により、前項の電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の見やすい箇所に付す方法

二　別表第十号による表示を前項の電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

5　前項第二号に規定する方法により第三項の電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

6　何人も、第三項の規定により表示を付する場合を除くほか、一〇Hz以上の高周波電流を利用する設備に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第四十六条の九第一項及び第二項中「告示」を「公示」に改める。

第四十六条の十の次に次の一条を加える。

（公示）

第四十六条の十一　第四十六条の九第一項の公示は、官報で告示することによつて行う。

2　第四十六条の八第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

別表第七号注2中「であること」の次に「（電磁的方法により表示を付す場合を除く。）」を加え、同表中注4を削り、注5を注4とし、注6を注5とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第三十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月十七日

総務大臣　山本　早苗

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第一号中「又は」を「を使用するもの又は定格電圧一〇〇ボルト若しくは二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ若しくは六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用し、かつ、」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二十七条の規定に基づき、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月十七日

法務大臣　金田　勝年

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の三」を「第二十七条の六」に、「第六節　雑則（第二百四十二条―第二百四十六条）」を「第六節　雑則（第二百四十二条―第二百四十六条の二）」に改める。

第二章第三節中第二十七条の五の次に次の一条を加える。

（法定相続情報一覧図つづり込み帳）

第二十七条の六　法定相続情報一覧図つづり込み帳には、法定相続情報一覧図及びその保管の申出に関する書類をつづり込むものとする。

第二十八条の二に次の一号を加える。

六　法定相続情報一覧図つづり込み帳　作成の年の翌年から五年間

第三十七条の二の次に次の一条を加える。

第三十七条の三　表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して第二百四十七条の規定により交付された法定相続情報一覧図の写しを提供したときは、当該写しの提供をもつて、相続があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章　法定相続情報

（法定相続情報一覧図）

第二百四十七条　表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において、当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人（第三項第二号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。以下本条において同じ。）又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対し、法定相続情報（次の各号に掲げる情報をいう。以下同じ。）を記載した書面（以下「法定相続情報一覧図」という。）の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出をすることができる。

一　被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日

二　相続開始の時における同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄

2　前項の申出は、次に掲げる事項を内容とする申出書を登記所に提供してしなければならない。

一　申出人の氏名、住所、連絡先及び被相続人との続柄

二　代理人（申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあつてはその親族若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条の二第三項に掲げる者に限る。以下本条において同じ。）によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三　利用目的

四　交付を求める通数